

補助金の交付状況に係る調書【令和5年度交付分】

補助金の名称		宅地開発事業補助金		市の担当部課	都市整備部都市計画課		
				問い合わせ先	0568-44-0330		
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		—		代表者名	—		
関係規定	法令	都市計画法第29条 建築基準法第43条		条例	—		
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	犬山市宅地開発事業補助金交付要綱		
補助事業者の選定方法 (公募又は特定団体)		公募により選定		補助開始年度	平成31年度	補助終了年度 令和6年度	
特定団体への補助の理由 (公募で選定しない理由)		—					
市が補助金を交付する 公益上の必要性 (何をどうしたいのか)		都市的低未利用地の宅地化を誘導し、定住人口の増加や秩序ある市街地形成を図る。					
補助金の額 ()は一般財源の額		令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績	令和6年度予算		
		2,000,000 円	0 円	0 円	2,000,000 円		
		(2,000,000 円)	(0 円)	(0 円)	(2,000,000 円)		
市の補助金を使って 実施した事業の内容		—					
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額(支出)		—			
		うち補助事業全体の経費		—			
		うち補助対象経費		—			
		補助対象経費の内訳					
補助額の算出方法		補助率、補助額		(宅地分譲予定区域に接続させる道路の新設又は拡幅する面積(m) ² +宅地分譲予定区域内に新設する道路で幅員4mを超える部分の面積(m ²)×5,000円(千円未満切捨)			
		補助限度額		2,000,000円			
		精算の有無 (変更交付)	無	その理由	事業後の一括支払としている。		
補助金を交付して 市が得たメリット (何がどうなったのか)		低未利用地が良好な住環境の宅地として開発され、定住人口の増加及び秩序ある市街地の形成を実現。					
その他参考事項		補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)		—			
		うち補助事業全体の余剰額(繰越額)		—			
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無		—			

※令和5年度の実績に基づき作成しています。

補助金の交付状況に係る調書【令和5年度交付分】

補助金の名称		狭あい道路整備費補助金		市の担当部課	都市整備部都市計画課		
				問い合わせ先	0568-44-0331		
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		対象市民 1名		代表者名	—		
関係規定	法令	建築基準法第42条		条例	—		
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	犬山市狭あい道路整備費補助金交付要綱		
補助事業者の選定方法（公募又は特定団体）		公募により選定	補助開始年度	平成28年度	補助終了年度	令和7年度	
特定団体への補助の理由（公募で選定しない理由）		—					
市が補助金を交付する公益上の必要性（何をどうしたいのか）		現在市内に多く存在する4m未満の狭あい道路を建築基準法に基づく4mの幅員とするため、門塀等の移設費の一部を補助することで、4mの幅員確保への足がかりとする。					
補助金の額 ()は一般財源の額		令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績	令和6年度予算		
		50,000 円	0 円	50,000 円	100,000 円		
		(50,000 円)	(0 円)	(50,000 円)	(100,000 円)		
市の補助金を使って実施した事業の内容		道路後退部分の土地所有者が後退部分に存在する門塀等の工作物等を後退部分外に移設する。					
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額(支出)		—			
		うち補助事業全体の経費		690,905 円			
		うち補助対象経費		690,905 円			
		補助対象経費の内訳		狭あい道路整備費		690,905 円	
補助額の算出方法		補助率、補助額		事業費の1/2			
		補助限度額		5万円			
		精算の有無(変更交付)	無	その理由	事業後の一括支払としている。		
補助金を交付して市が得たメリット(何がどうなったのか)		狭あい道路の解消につながる道路空間が確保される。					
その他参考事項		この制度のほかに、①後退部分の非課税措置②後退部分の寄付制度も併せて実施している。					
		補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)		—			
		うち補助事業全体の余剰額(繰越額)		—			
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無			—		

※令和5年度の実績に基づき作成しています。

補助金の交付状況に係る調書【令和5年度交付分】

補助金の名称		景観形成助成金		市の担当部課	都市整備部都市計画課		
				問い合わせ先	0568-44-0331		
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		対象市民 2件		代表者名	—		
関係規定	法令	景観法第7条及び第46条		条例	犬山市景観条例第19条		
	規則等	犬山市景観条例施行規則第11条		要綱	—		
補助事業者の選定方法（公募又は特定団体）		公募により選定	補助開始年度	平成5年度	補助終了年度	未設定	
特定団体への補助の理由（公募で選定しない理由）		—					
市が補助金を交付する公益上の必要性（何をどうしたいのか）		平成5年に制定した都市景観条例から平成19年制定の景観条例を経て現在まで、城下町地区において住民の同意を得た地域での修景改修等において、事業費の一部を助成する。					
補助金の額 （ ）は一般財源の額		令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績	令和6年度予算		
		3,000,000 円	5,434,000 円	5,643,000 円	9,000,000 円		
		(1,800,000 円)	(3,334,000 円)	(5,643,000 円)	(4,500,000 円)		
市の補助金を使って実施した事業の内容		城下町地区で既存又は新築する建築物などを城下町の景観に調和した建築物とすることで、良好なまちなみを形成する。					
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額(支出)		—			
		うち補助事業全体の経費		12,131,278 円			
		うち補助対象経費		12,131,278 円			
		補助対象経費の内訳		N邸		3,246,279 円	
				I邸		8,884,999 円	
補助額の算出方法		補助率、補助額		事業費の修景(重要)2/3、修景(一般)1/2、新築(一般)1/3 工作物1/2			
		補助限度額		300万円(重要)、150万円(修景一般)、100万円(新築一般) 、50万円(外構等)			
		精算の有無(変更交付)	無	その理由	事業後の一括支払としている。		
補助金を交付して市が得たメリット(何がどうなったのか)		景観条例のルールを守るために必要となる事業費の一部を支援することにより、周辺建物と調和する景観を生み出している。					
その他参考事項		補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)		—			
		うち補助事業全体の余剰額(繰越額)		—			
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無		—			

※令和5年度の実績に基づき作成しています。

補助金の交付状況に係る調書【令和5年度交付分】

補助金の名称		民間木造住宅耐震改修費補助金		市の担当部課	都市整備部都市計画課		
				問い合わせ先	0568-44-0331		
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		対象市民 23件		代表者名	—		
関係規定	法令	建築物の耐震改修の促進に関する法律		条例	—		
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	犬山市民間木造住宅耐震改修費補助金交付要綱ほか		
補助事業者の選定方法（公募又は特定団体）		公募により選定	補助開始年度	平成24年度	補助終了年度	令和12年度	
特定団体への補助の理由（公募で選定しない理由）		—					
市が補助金を交付する公益上の必要性（何をどうしたいのか）		犬山市耐震改修促進計画において、住宅については令和12年度までに耐震性が不十分な住宅を概ね解消することを目指しており、その推進のため。					
補助金の額 （ ）は一般財源の額		令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績	令和6年度予算		
		14,845,000 円	10,600,000 円	8,600,000 円	15,800,000 円		
		(5,521,000 円)	(3,057,000 円)	(2,450,000 円)	(3,950,000 円)		
市の補助金を使って実施した事業の内容		新耐震基準を満たさない住宅の新耐震基準を満たすための改修工事又は除却工事の実施。					
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額(支出)		—			
		うち補助事業全体の経費		40,817,350 円			
		うち補助対象経費		40,817,350 円			
		補助対象経費の内訳		改修 5件		17,241,635 円	
				除却 18件		23,575,715 円	
				段階的 0件		0 円	
補助額の算出方法		補助率、補助額		事業に対して、国が定める内訳の割合			
		補助限度額		100万円(改修)、60万円・40万円(段階的)20万円(除却)			
		精算の有無(変更交付)	無	その理由	事業後の一括支払としている。		
補助金を交付して市が得たメリット(何がどうなったのか)		住宅の耐震化率が向上することにより、震災時の人命の確保が可能となり、さらには道路の閉塞や2次災害等の減少につながる。					
その他参考事項		この制度では、①耐震改修工事(段階的改修を含む)②耐震除却工事を実施している。					
		補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)		—			
		うち補助事業全体の余剰額(繰越額)		—			
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無			—		

※令和5年度の実績に基づき作成しています。

補助金の交付状況に係る調書【令和5年度交付分】

補助金の名称		地区集会施設耐震診断費補助金		市の担当部課	都市整備部都市計画課		
				問い合わせ先	0568-44-0331		
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		-		代表者名	-		
関係規定	法令	建築物の耐震改修の促進に関する法律		条例	-		
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	犬山市地区集会施設耐震診断費補助金交付要綱		
補助事業者の選定方法（公募又は特定団体）		公募により選定		補助開始年度	平成25年度	補助終了年度 令和12年度	
特定団体への補助の理由（公募で選定しない理由）		-					
市が補助金を交付する公益上の必要性（何をどうしたいのか）		犬山市耐震改修促進計画において、集会施設についても早急な耐震化を目指しており、その促進のため。					
補助金の額 （ ）は一般財源の額		令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績	令和6年度予算		
		0円	0円	0円	100,000円		
		(0円)	(0円)	(0円)	(50,000円)		
市の補助金を使って実施した事業の内容		-					
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額(支出)		-			
		うち補助事業全体の経費		-			
		うち補助対象経費		-			
		補助対象経費の内訳					
補助額の算出方法		補助率、補助額		事業費の1/2			
		補助限度額		5万円(木造)、50万円(非木造)			
		精算の有無(変更交付)	無	その理由	事業後の一括支払としている。		
補助金を交付して市が得たメリット(何がどうなったのか)		集会施設の耐震化により、区内住民の震災時の安全性が高まり被害の減少につながると共に、震災後の一時避難所の確保につながる。					
その他参考事項		補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)		-			
		うち補助事業全体の余剰額(繰越額)		-			
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無				-	

※令和5年度の実績に基づき作成しています。

補助金の交付状況に係る調書【令和5年度交付分】

補助金の名称		民間木造住宅耐震シェルター整備費補助金		市の担当部課	都市整備部都市計画課		
				問い合わせ先	0568-44-0331		
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		—		代表者名	—		
関係規定	法令	建築物の耐震改修の促進に関する法律		条例	—		
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	犬山市民間木造住宅耐震シェルター整備費補助金交付要綱		
補助事業者の選定方法（公募又は特定団体）		公募により選定		補助開始年度	平成27年度	補助終了年度 令和12年度	
特定団体への補助の理由（公募で選定しない理由）		—					
市が補助金を交付する公益上の必要性（何をどうしたいのか）		犬山市耐震改修促進計画において、住宅については令和12年度までに耐震性が不十分な住宅を概ね解消することを目的としている。その中で減災化施策の一つとして、住宅の一部にシェルターを設置する費用の一部を補助する。					
補助金の額 （ ）は一般財源の額		令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績	令和6年度予算		
		0 円	300,000 円	0 円	300,000 円		
		(0 円)	(75,000 円)	(0 円)	(75,000 円)		
市の補助金を使って実施した事業の内容		—					
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額(支出)		—			
		うち補助事業全体の経費		—			
		うち補助対象経費		—			
		補助対象経費の内訳					
補助額の算出方法		補助率、補助額		100%			
		補助限度額		30万円			
		精算の有無（変更交付）	無	その理由	事業後の一括支払としている。		
補助金を交付して市が得たメリット（何がどうなったのか）		高齢者・障害者等の災害時避難弱者の住宅に耐震性の高いスペースを確保することで、住民の震災時の安全性が高まり被害の減少につながる。					
その他参考事項		補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)		—			
		うち補助事業全体の余剰額(繰越額)		—			
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無		—			

※令和5年度の実績に基づき作成しています。

補助金の交付状況に係る調書【令和5年度交付分】

補助金の名称		ブロック塀等安全対策事業費補助金		市の担当部課	都市整備部都市計画課		
				問い合わせ先	0568-44-0331		
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		対象市民 6件		代表者名	—		
関係規定	法令	建築物の耐震改修の促進に関する法律		条例	—		
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	犬山市ブロック塀等安全対策事業費補助金交付要綱		
補助事業者の選定方法（公募又は特定団体）		公募により選定	補助開始年度	平成30年度	補助終了年度	令和12年度	
特定団体への補助の理由（公募で選定しない理由）		—					
市が補助金を交付する公益上の必要性（何をどうしたいのか）		犬山市耐震改修促進計画においても関連する安全対策としており、想定される地震被害の軽減を図る合理的な方法であるため。					
補助金の額 ()は一般財源の額		令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績	令和6年度予算		
		347,000 円	602,000 円	685,000 円	1,000,000 円		
		(88,000 円)	(156,000 円)	(201,000 円)	(250,000 円)		
市の補助金を使って実施した事業の内容		道路に面した高さ1m以上のブロック塀等を除却もしくは高さ60cm以下に減築する工事の費用に対して補助を行う。					
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額(支出)		—			
		うち補助事業全体の経費		2,144,128 円			
		うち補助対象経費		2,144,128 円			
		補助対象経費の内訳		ブロック塀等安全対策事業 6件		2,144,128 円	
補助額の算出方法		補助率、補助額		事業費又は撤去延長1m当り1万円を乗じた額の少ない額の 2/3			
		補助限度額		20万円			
		精算の有無(変更交付)	無	その理由	事業後の一括支払としている。		
補助金を交付して市が得たメリット(何がどうなったのか)		転倒などの恐れのあるブロック塀等を除却することで、震災時に人命の確保を図ると共に道路の閉塞や二次災害等の減少につながる。					
その他参考事項		補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)		—			
		うち補助事業全体の余剰額(繰越額)		—			
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無		—			

※令和5年度の実績に基づき作成しています。

補助金の交付状況に係る調書【令和5年度交付分】

補助金の名称		民間非木造住宅耐震診断費補助金		市の担当部課	都市整備部都市計画課		
				問い合わせ先	0568-44-0331		
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		—		代表者名	—		
関係規定	法令	建築物の耐震改修の促進に関する法律		条例	—		
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	犬山市民間非木造住宅耐震診断費補助金交付要綱		
補助事業者の選定方法（公募又は特定団体）		公募により選定		補助開始年度	令和2年度	補助終了年度 令和12年度	
特定団体への補助の理由（公募で選定しない理由）		—					
市が補助金を交付する公益上の必要性（何をどうしたいのか）		犬山市耐震改修促進計画において、住宅については令和12年度までに耐震性が不十分な住宅を概ね解消することを目指しており、その推進のため。					
補助金の額 （ ）は一般財源の額		令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績	令和6年度予算		
		0 円	0 円	0 円	100,000 円		
		(0 円)	(0 円)	(0 円)	(50,000 円)		
市の補助金を使って実施した事業の内容		—					
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額(支出)		—			
		うち補助事業全体の経費		—			
		うち補助対象経費		—			
		補助対象経費の内訳					
補助額の算出方法		補助率、補助額		事業費の2/3			
		補助限度額		100,000円(一戸建て住宅)、当該書類を提出した者の数に50,000円を乗じて得た額(一戸建て住宅以外)			
		精算の有無(変更交付)	無	その理由	事業後の一括支払としている。		
補助金を交付して市が得たメリット(何がどうなったのか)		住宅の耐震化率が向上することにより、震災時の人命の確保が可能となり、さらには道路の閉塞や2次災害等の減少につながる。					
その他参考事項		補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)		—			
		うち補助事業全体の余剰額(繰越額)		—			
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無		—			

※令和5年度の実績に基づき作成しています。

補助金の交付状況に係る調書【令和5年度交付分】

補助金の名称		吹付けアスベスト対策費補助金		市の担当部課	都市整備部都市計画課		
				問い合わせ先	0568-44-0331		
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		—		代表者名	—		
関係規定	法令	労働安全衛生法、石綿障害予防規則、大気物汚染防止法、建築基準法		条例	—		
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	犬山市吹付けアスベスト対策費補助金交付要綱		
補助事業者の選定方法（公募又は特定団体）		公募により選定	補助開始年度	令和2年度	補助終了年度	令和12年度	
特定団体への補助の理由（公募で選定しない理由）		—					
市が補助金を交付する公益上の必要性（何をどうしたいのか）		震災時などに吹付けアスベストの飛散により、市民の健康障害が発生しないようアスベストの分析調査及び除却等を行う。					
補助金の額 ()は一般財源の額		令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績	令和6年度予算		
		0円	0円	0円	250,000円		
		(0円)	(0円)	(0円)	(0円)		
市の補助金を使って実施した事業の内容		—					
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額(支出)		—			
		うち補助事業全体の経費		—			
		うち補助対象経費		—			
		補助対象経費の内訳					
補助額の算出方法		補助率、補助額		事業費の100%(分析調査)、事業費の2/3(除却等)			
		補助限度額		25万円(分析調査)、180万円(除却等)			
		精算の有無(変更交付)	無	その理由	事業後の一括支払としている。		
補助金を交付して市が得たメリット(何がどうなったのか)		吹付けアスベストが施工してある建物においてアスベストの飛散を防止することで、市民の健康被害の低減を図ることができる。					
その他参考事項		補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)		—			
		うち補助事業全体の余剰額(繰越額)		—			
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無		—			

※令和5年度の実績に基づき作成しています。

補助金の交付状況に係る調書【令和5年度交付分】

補助金の名称		空き家利活用改修費補助金		市の担当部課	都市整備部都市計画課			
				問い合わせ先	0568-44-0331			
補助金の交付を受けた補助事業者の名称			—		代表者名	—		
関係規定	法令	空家等対策の推進に関する特別措置法		条例	—			
	規則等	補助金等交付規則		要綱	犬山市空き家利活用補助金等交付要綱			
補助事業者の選定方法（公募又は特定団体）		公募により選定		補助開始年度	平成29年度	補助終了年度 令和7年度		
特定団体への補助の理由（公募で選定しない理由）		—						
市が補助金を交付する公益上の必要性（何をどうしたいのか）		今後増加する空き家を積極的に市場に展開させるために、空き家バンクに6か月以上掲載している物件に対して補助金及び奨励金を支出することによって、空き家が周辺に及ぼす環境悪化を防ぐ。						
補助金の額 ()は一般財源の額		令和3年度実績		令和4年度実績		令和5年度実績		
		0円		0円		0円		
		(0円)		(0円)		(0円)		
令和6年度予算						400,000円		
()は一般財源の額						(400,000円)		
市の補助金を使って実施した事業の内容		—						
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額(支出)			—			
		うち補助事業全体の経費			—			
		うち補助対象経費			—			
		補助対象経費の内訳			補助金			
					奨励金			
補助額の算出方法		補助率、補助額		改修費 補助率1/2 奨励金 所有権移転登記手数料等転居に係る経費				
		補助限度額		改修費 上限40万円(公共利用の場合は80万円) 奨励金 上限3万円				
		精算の有無(変更交付)	無	その理由	事業後の一括支払としている。			
補助金を交付して市が得たメリット(何がどうなったのか)		空き家バンクが積極的に活用され、老朽化物件が補助金の活用により建替えや改修が促進することで、空き家周辺の環境改善につながり、市民生活の向上につながる。						
その他参考事項		補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)			—			
		うち補助事業全体の余剰額(繰越額)			—			
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無			—			

※令和4年度の実績に基づき作成しています。

補助金の交付状況に係る調書【令和5年度交付分】

補助金の名称		危険空き家解体工事費補助金		市の担当部課	都市整備部都市計画課		
				問い合わせ先	0568-44-0331		
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		—		代表者名	—		
関係規定	法令	空家等対策の推進に関する特別措置法		条例	—		
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	犬山市危険空き家解体工事費補助金交付要綱		
補助事業者の選定方法（公募又は特定団体）		公募により選定		補助開始年度	令和2年度	補助終了年度 令和7年度	
特定団体への補助の理由（公募で選定しない理由）		—					
市が補助金を交付する公益上の必要性（何をどうしたいのか）		危険な空き家は環境、景観、倒壊など様々な要素で周辺の住環境の悪化につながっているため、その危険要素である危険空き家を解体する必要がある。					
補助金の額 （ ）は一般財源の額		令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績	令和6年度予算		
		0円	0円	0円	200,000円		
		(0円)	(0円)	(0円)	(50,000円)		
市の補助金を使って実施した事業の内容		—					
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額(支出)		—			
		うち補助事業全体の経費		—			
		うち補助対象経費		—			
		補助対象経費の内訳					
補助額の算出方法		補助率、補助額		事業費の4/5			
		補助限度額		20万円			
		精算の有無(変更交付)	無	その理由	事業後の一括支払としている。		
補助金を交付して市が得たメリット(何がどうなったのか)		環境、景観、倒壊など様々な要素で周辺の住環境を悪化させている危険空き家を解体することは、周辺の住環境の改善につながる。					
その他参考事項		解体後の土地について、固定資産税の一部減免制度も併せて実施している。					
		補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)		—			
		うち補助事業全体の余剰額(繰越額)		—			
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無			—		

※令和5年度の実績に基づき作成しています。

補助金の交付状況に係る調書【令和5年度交付分】

補助金の名称		ふるさと定住促進サポート事業補助金		市の担当部課	都市整備部都市計画課		
				問い合わせ先	0568-44-0331		
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		対象市民 32世帯		代表者名	—		
関係規定	法令	—		条例	—		
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	犬山市ふるさと定住促進サポート事業補助金交付要綱		
補助事業者の選定方法（公募又は特定団体）		公募により選定	補助開始年度	平成27年度	補助終了年度	令和7年	
特定団体への補助の理由（公募で選定しない理由）		—					
市が補助金を交付する公益上の必要性（何をどうしたいのか）		人口減少時代に入り、犬山市の定住人口を維持するため、犬山市に縁のある方々が市内に居住するための住宅を取得などする費用の一部を補助して、子育て世代の人口増加に寄与する。					
補助金の額 （ ）は一般財源の額		令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績	令和6年度予算		
		12,000,000 円	12,800,000 円	10,200,000 円	14,800,000 円		
		(12,000,000 円)	(12,800,000 円)	(10,200,000 円)	(14,800,000 円)		
市の補助金を使って実施した事業の内容		市外に居住している40歳以下の世帯の方々に対して、市内への転居に際して住宅の取得・新築に対して補助を行う。 （市内に親世帯がいて、市内に同居・近居する場合及び市内の事業所に勤務して、市内に居住する場合）					
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額（支出）		—			
		うち補助事業全体の経費		1,295,735,336 円			
		うち補助対象経費		1,295,735,336 円			
		補助対象経費の内訳		ふるさと定住（同居） 9件		395,221,896 円	
				ふるさと定住（近居） 21件		836,586,068 円	
				ふるさと定住（在勤） 2件		63,927,372 円	
補助額の算出方法		補助率、補助額		50%（同居支援型）、100%（近居支援型、在勤支援型）			
		補助限度額		60万円（同居支援型）、20万円（近居支援型、在勤支援型） （多子世帯には+20万円）			
		精算の有無（変更交付）	無	その理由	事業後の一括支払としている。		
補助金を交付して市が得たメリット（何がどうなったのか）		本事業の活用により、令和4年度においては34世帯107名が転入した。					
その他参考事項		令和3年度より多子世帯に対して200,000円の上乗せしている。					
		補助事業者の会計全体の余剰額（繰越額）		—			
		うち補助事業全体の余剰額（繰越額）		—			
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無		—			

※令和5年度の実績に基づき作成しています。

補助金の交付状況に係る調書【令和5年度交付分】

補助金の名称		住宅リフォーム補助金		市の担当部課	都市整備部都市計画課			
				問い合わせ先	0568-44-0331			
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		対象市民 22世帯		代表者名	—			
関係規定	法令	—		条例	—			
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	犬山市住宅リフォーム補助金交付要綱			
補助事業者の選定方法（公募又は特定団体）		公募により選定		補助開始年度	平成30年度	補助終了年度 令和7年度		
特定団体への補助の理由（公募で選定しない理由）		—						
市が補助金を交付する公益上の必要性（何をどうしたいのか）		市内の40歳以下の居住者に対して、今後も引き続き市内で居住してもらうための住宅のリフォーム工事に対して費用の一部を支援することで、市外への転出減少を図る。						
補助金の額 （ ）は一般財源の額		令和3年度実績		令和4年度実績		令和5年度実績		
		5,347,000 円		6,127,000 円		6,159,000 円		
		(5,347,000 円)		(6,127,000 円)		(6,159,000 円)		
令和6年度予算		5,800,000 円						
令和6年度予算		(5,800,000 円)						
市の補助金を使って実施した事業の内容		40歳以下の若い世代が、市内居住のための住宅リフォーム費用の一部を補助する。						
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額(支出)		—				
		うち補助事業全体の経費		39,024,116 円				
		うち補助対象経費		39,024,116 円				
		補助対象経費の内訳		住宅リフォーム(同居) 17件		31,307,046 円		
				住宅リフォーム(同居以外) 5件		7,717,070 円		
補助額の算出方法		補助率、補助額		補助率1/5(多子世帯は20万円加算)				
		補助限度額		上限10万円(親と同居の場合は30万円)				
		精算の有無(変更交付)	無	その理由	事業後の一括支払としている。			
補助金を交付して市が得たメリット(何がどうなったのか)		40歳以下の若い世代が補助金の活用により、定住促進が図られ市外転出の減少につながる。						
その他参考事項		市内事業者が行う工事のみを補助対象としている。						
		補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)		—				
		うち補助事業全体の余剰額(繰越額)		—				
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無		—				

※令和5年度の実績に基づき作成しています。